

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第11条)
- 第3章 給水(第12条—第19条)
- 第4章 料金、手数料及び分担金(第20条—第29条)
- 第5章 管理(第30条—第35条)
- 第6章 貯水槽水道(第36条・第37条)
- 第7章 補則(第38条)
- 附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この条例は、能美市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 能美市の水道事業の給水区域は、別表第1に掲げる区域内の一部とする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、給水装置の新設等の申込みがあった場合において、必要と認めたときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の規定により指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事完成検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に管理者が定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否、又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 指定給水装置工事事業者が設計、施行する給水工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路仮復旧費
- (5) 設計費
- (6) 経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、道路舗装本復旧が必要と見込まれる場合は、道路舗装本復旧費を予納しなければならない。ただし、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転、その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者が必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

3 メーターは、管理者が設置し、使用者又は管理人若しくは所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

4 前項の保管者が善良な管理の注意を怠ったためにメーターを亡失又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第17条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用の休止又は再開するとき。

(2) 消防演習に消火栓を使用するとき。

(3) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(4) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(5) 代理人若しくは管理人に変更があるとき、又はその住所に変更があるとき。

(水道使用者等の管理上の責任)

第18条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは直ちに、管理者に届け出なければならない。

2 前項において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第19条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行いその結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、手数料及び分担金

(料金の支払義務)

第20条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について、連帯責任を負うものとする。

(料金)

第21条 料金の月額、別表第2の区分により基本料金及び使用量料金との合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 基本料金は、水道を使用しなかった場合においても徴収する。

3 使用量料金は、1立方メートルごとに徴収する。

(料金の算定)

第22条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって、定例日の属する月分及びその前月分の料金として算定する。この場合において、当該使用水量は各月均等とみなし、それぞれの月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、前月分の当該端数を定例日の属する月分の使用水量に加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、定例日以外の日に点検を行い、その使用水量をもって料金の算定をすることができる。

(使用水量)

第23条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(3) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第24条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときも基本料金及び使用量料金を徴収する。

(料金の徴収方法)

第25条 料金は、納入通知書及び口座振替の方法により、毎月徴収する。

2 使用をやめたときの料金は、その都度算定して徴収する。

(手数料)

第26条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

(1) 第7条第1項の指定給水装置工事事業者登録申請 1件につき 10,000円

(2) 法第25条の3の2第1項の指定給水装置工事事業者登録更新 1件につき 5,000円

(3) 第7条第2項の給水装置設計審査 1件につき 1,000円

(4) 第7条第2項の工事完成検査 1件につき 1,000円

(5) 第17条第1号の給水を開始するとき 1件につき 2,000円

(6) その他の手数料は、管理者が別に定めるところにより徴収する。

(分担金)

第27条 管理者は、給水装置の新設及び増径工事の申込者から、別表第3の区分により、分担金を徴収する。

2 増径工事の申込者にあつては、新口径と旧口径にかかる分担金の差額とする。

3 第1項の分担金は、工事申込みの際に徴収する。

4 徴収した分担金は、給水装置の口径の減少、廃止及び所有者の移転、移動によって、これを返還することはない。

5 第1項の分担金には、消費税及び地方消費税相当額を加算する。

(工事負担金)

第28条 管理者は、配水管の布設を必要とする場合において、別に定めるところにより、当該申込者からその工事に要した費用を限度として、工事負担金を徴収することができる。

2 前項の工事負担金は、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第29条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第30条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法

第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更があるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第18条第2項の修繕費、第21条の料金、又は第26条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第22条の使用水量の計量、又は第30条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物、又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第22条の使用水量の計量、第30条の検査、又は第32条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第18条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第21条の料金、第26条の手数料、第27条の分担金、又は第28条の工事負担金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金及び手数料を免れた者に対する過料)

第35条 管理者は、水道の利用者が詐欺その他不正行為により料金及び手数料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第36条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の根上町水道事業給水条例(平成9年根上町条例第18号)、寺井町水道事業給水条例(平成9年寺井町条例第19号)又は辰口町水道事業給水条例(昭和41年辰口町条例第21号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(料金に関する経過措置)

4 施行日の前日までに合併前の根上町水道事業給水条例及び辰口町水道事業給水条例の規定の適用を受けている水道の利用者の料金は、この条例の施行日前の最後に量水器の点検をした日(以下「施行前検針日」という。)の翌日から施行日以後の最初に量水器の点検をする日(以下「施行後検針日」という。)までの期間(以下「検針期

間」という。)の使用量に応じて、合併前の根上町水道事業給水条例及び辰口町水道事業給水条例の規定により算出する。

5 施行日の前日までに合併前の寺井町水道事業給水条例の規定の適用を受けている水道の利用者の料金は、検針期間の使用量に応じて、この条例の規定により算出する。

附 則(平成20年3月21日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 改正後の能美市水道事業給水条例別表第2の規定は、平成20年6月分として算定する料金から適用し、同年4月分、5月分として算定する料金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月19日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の能美市水道事業給水条例、能美市農業集落排水処理施設条例及び能美市公共下水道条例の規定は、平成24年6月分及び7月分として算定する料金から適用し、同年4月分及び5月分として算定する料金については、なお従前の例による。

(能美市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

3 能美市農業集落排水処理施設条例(平成17年能美市条例第119号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(能美市公共下水道条例の一部改正)

4 能美市公共下水道条例(平成17年能美市条例第149号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成25年3月27日条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日条例第12号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月15日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(平成32年3月分の料金までの間の料金の特例等)

2 この条例の施行の日に属する月分から平成32年3月分までの間における料金については、この条例による改正後の能美市水道事業給水条例別表第2の規定にかかわらず、同表中「116円」とあるのは、平成31年4月分から平成32年3月分までにおいては「109円」とし、平成30年4月分から平成31年3月分までにおいては「102円」とし、平成30年3月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月20日条例第33号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日条例第15号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係) 給水区域

給水区域

能美市の和佐谷町、岩本町、灯台笹町、大口町、旭台、旭台町、西旭台町、宮竹町、三ツ口町、長滝町、蒔生町、岩内町、火釜町、来丸町、山田町、三ツ屋町、倉重町、出口町、辰口町、湯屋町、徳山町、上開発町、下開発町、徳久町、荒屋町、高座町、下清水町、上清水町、北市町、和気町、寺畠町、館町、金剛寺町、坪野町、鍋谷町、仏大寺町、和光台、緑が丘、松が岡、寺井町、小長野町、大長野町、小杉町、末信町、牛島町、佐野町、泉台町、湯谷町、石子町、和田町、末寺町、秋常町、新保町、粟生町、三道山町、吉光町、東任田町、赤井町、西任田町、五間堂町、中庄町、福岡町、西二口町、中ノ江町、高坂町、根上町、下ノ江町、浜開発町、大成町、福島町、吉原町、吉原釜屋町、大浜町、中町、浜町、道林町、山口町、能美一丁目、能美二丁目、能美三丁目及び小松市千代町

別表第2(第21条関係) 料金

項目	種別 口径	専用(共用)給水装置							
		13mm 20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	工場用
基本料金(1月につき)		300円	400円	1,000円	2,000円	5,000円	10,000円	20,000円	口径別

使用 量料 金	1m ³ 当たり	116円	116円
	5,000m ³ を超 える1m ³ につ き		46円

別表第3(第27条関係) 分担金

メーター口径	分担金
13mm	65,000円
20mm	75,000円
25mm	100,000円
30mm	150,000円
40mm	280,000円
50mm	500,000円
75mm	1,200,000円
100mm	2,500,000円